

竹教委教第 1357 号
令和 3 年 10 月 28 日

竹富町立幼稚園長 様
竹富町立小・中学校長 様

竹富町教育委員会
教育長 佐事 安弘
(公印省略)

【第 3 3 報】新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対する対応において、沖縄県が独自に設定した対処方針が 10 月 31 日で解除されることに伴い、本町としての対応も一部更して下記のとおりとしますので、各学校・園での対応及び貴所属職員・保護者等への周知をよろしくお願いいたします。

※本通知【第 3 3 報】は、11 月 1 日（月）から当面の間の通知となります。

記

1 発熱や風邪症状がある園児児童生徒への対応について

- (1) 登校前：登校はせずに自宅で休養する。
 - (2) 登校後：安全に帰宅させ、自宅で休養させる。
 - (3) 上記(1)(2)の場合、すみやかに診療所等の医療機関を受診するように促すとともに、再登校日についても診察医と確認するように伝える。
- ※受診しなかった者は、症状がなくなった後に登校するようにする。

2 同居の家族に発熱や風邪症状がある園児児童生徒への対応について

- (1) 症状のない園児児童生徒は、登園・登校を可とする。
- ただし、同居家族に 2 週間以内に郡外に出たり、郡外から来た人と会食等を含む長時間の接触等があったりした場合は、登校しないようにする。その場合、再登校日については症状のある者が診療所等の医療機関を受診した際に、診察医と確認するようにする。

3 部活動等（スポーツ少年団含む）について

- (1) 感染拡大防止対策を徹底しながら、学校長の許可の下、活動することができる。
- (2) 指導者が確実に参加児童生徒の様子を観察し、異変があれば適切に対応できるようにする（児童生徒のみでの活動は行わない）。
- (3) 活動前後に、児童生徒及び父母会等の集団での食事等は控えるようにする。

4 一般等の学校施設（体育館等）の利用について

- （１） 学校長の許可の下、午後９時まで利用することができる。

5 八重山郡外への渡航について（園児児童生徒及び学校職員）

- （１） あらかじめ渡航前に、在籍園・学校へ渡航先や渡航期間等について報告するようにする。
また、帰島後２週間、健康観察と同居者以外との会食を控えるようにする。

【本件担当】

竹富町教育委員会 教育課長 大浜 譲

TEL：87-6256 FAX：82-0643